

公園緑地愛護会の運営に関する要綱

(総則)

第1条 公園緑地愛護会とは、公園緑地の清掃等を行う団体の総称とします。

(目的)

第2条 公園緑地愛護会は、市内公園緑地の環境保全と、市民の美化意識の高揚をはかり、併せて市民参加による花とみどりの街づくりに寄与することを目的とします。

(作業の内容)

第3条 愛護会は公園緑地の清掃、草刈（集草含む）、遊具の点検等を行うものとし、作業は毎月1回以上行うものとします。

(愛護会の届出)

第4条 毎年度当初に愛護会の届出を「公園緑地愛護会実施団体届出書」（様式1号）により市長に届け出るものとします。

(モデル公園愛護会)

第5条 市長は、他の愛護会のモデルとなるモデル愛護会をモデル公園愛護会認定要綱に基づき認定するものとします。（ただし、認定された後でも活動内容によっては、取り消される場合もあります。）

- 1 モデル愛護会に認定希望の団体は市長に要望書を提出するものとします。
- 2 モデル愛護会は公園が常に快適に利用できるように作業を随時行うものとします。

(作業実施報告書)

第6条 愛護会は、都市計画課に「公園緑地作業実施報告書」（様式2号）、作業実施記録、写真3枚）を前期については9月末日、後期については3月末日までに提出してください。
前期は4月から9月までの活動、後期は10月から翌年3月までの活動です。

(災害補償)

第7条 公園維持管理作業中の事故補償については、市で加入している補償保険の範囲内で行うものとします。(なお、保険は各団体で加入してください。)

(報奨金)

第8条 市長は愛護会に対し、第6条及び第9条の規定に基づき報奨金を交付するものとします。

半年の活動に対する報奨金

区分	公園緑地等の面積	報奨金交付額(半年)
A	3,000㎡未満	7,500円
B	3,000㎡～5,000㎡未満	10,000円
C	5,000㎡以上	12,500円
モデル愛護会(上乘せ)		15,000円

(報奨金の交付基準)

第8条の2 報奨金は前期または後期の6ヶ月間、毎月1回以上の愛護会活動を行った団体に支払います。ただし6ヶ月の内、都市計画課が作業の中止を依頼した場合や特別な理由があると認めた場合は、作業をしていない月も報奨金の支払い対象とします。

(報奨金の交付申請)

第9条 愛護会は報奨金を受けようとするときは、「報奨金交付申請書」(様式2号)を提出するものとします。

(報奨金の交付)

第10条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、審査のうえ、適当と認めた場合は、申請者に報奨金を交付します。モデル愛護会には、面積に応じた報酬金に加えモデル愛護会報奨金も同時に交付します。

報奨金の交付は前期と後期の年2回とします。この報奨金の交付は、当該年度の団体届に記載されている代表者に行われるものです。代理人が報奨金を受け取る場合は、受け取り会場で申し出て、次の事項を自筆で訂正し、訂正印を捺印するものとします。

1. 代表者 2. 代表者住所 3. 電話番号

(講習会)

第11条 市長は、愛護会の目的を達するため、必要に応じて講習会を行うものとします。

(報奨金の返還)

第12条 市長は報奨金の交付を受けたものに、愛護会の主旨に反する行為があると認めた場合は、交付した報奨金の一部または全部の返還を求めることがあります。

付則

この要綱は、昭和48年10月 1日から施行します。

この要綱は、平成 2年 3月 1日から施行します。

この要綱は、平成10年 4月 1日から施行します。

この要綱は、平成11年 4月 1日から施行します。

この要綱は、平成13年 4月 1日から施行します。

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行します。

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行します。

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行します。

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行します。

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行します。

モデル公園愛護会認定要綱

1. モデル公園愛護会認定基準

- 1) 通常の愛護会期間が3年以上あること。
- 2) 過去3年間の活動が良好であること。
- 3) 申請の翌月から12ヶ月（月1回程度）の現地調査で問題が無いこと。

2. モデル公園愛護会認定日

申請の翌月から12ヶ月を経過した、最初の愛護会講習会の開催日

3. モデル公園愛護会認定スケジュール

①認定要望書受付（随時）



②認定要望への通知



③審査

現地審査：申請の翌月から12ヶ月間、月1回程度の現地調査を行う。

実績審査：通常愛護会の期間が3年以上あること。
過去3年間の活動が良好であること。
活動報告書等の書類の提出が遅滞なくされていること。
過去3年間の愛護会説明会（年2回、計6回）に5回以上出席していること。



④認定・否認定の決定

認定：「モデル公園愛護会認定書」（様式3）による認定する。

※1 認定日は、申請の翌月から12ヶ月を経過した最初の愛護会説明会の開催日とする。

否認定：「モデル公園愛護会認定申請について（回答）」（様式4）により回答する。

※2 回答は、審査終了後直ちに行う。

※3 再申請は、回答日より12ヶ月を経過した日以降とする。